

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

住民課 内線326

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税などの社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付などが必要です。

このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

証明内容は、今年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内の納付見込額です。

また、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付する方については、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

年末調整または、確定申告の手続きの際には必ずこの証明書や領収証書を添付してください。

お問い合わせは、
控除証明書専用ダイヤル0570-070-117

(平日9:00~17:00)をご利用ください。

国民健康保険料・長寿(後期高齢者)医療保険料・介護保険料納付額証明書の発送について

住民課 内線325
介護課 内線341

平成20年中にお支払いの国民健康保険料、長寿(後期高齢者)医療保険料及び介護保険料の納付額証明書については、来年1月下旬に発送する予定です。確定申告などにご利用ください。

障害者控除対象者の認定申請及び介護保険料の減免申請

介護課 内線344

障害者控除対象者の認定申請について

障害者手帳などを取得していない「65歳以上のねたきり老人などの方」(概ね要介護4・5の方)でも、町の認定を受けることにより、所得税や住民税での「障害者控除」の対象となります。

介護課で認定申請を受付しています。

介護保険料の減免申請について

生活保護基準以下の低所得の方で、生活保護を受けずに自立し、生計を維持している65歳以上の方に対して、介護保険料の一部を減免する制度があります。介護課で減免申請を受付しています。

※詳しくは、介護課までお問い合わせください。

国民健康保険加入者の皆さんへ

住民課 内線325

国民健康保険料は、原則として世帯主に請求されます。世帯主が国民健康保険に加入していない場合も同様です。

(事情により納付義務者を変更したい場合は、お申し出ください。)

国民健康保険制度は、不慮の病気やケガなどで起きる医療費の負担を、お互いに助け合うものです。保険料の納付が滞りますと、加入者全体に負担がかかりますので、納期内の納付をお願いします。

(特別な事情がある場合は、計画的な分納のご相談に応じます。)

社会保険などに加入した場合、国民健康保険脱退の手続きが必要です。新たに交付された社会保険証などと認印を持参のうえ、住民課へお越しください。

新たに国民健康保険に加入される場合も、手続きが必要です。会社などから発行された「社会保険等資格喪失証明書」などの書類と、身分が証明できるものを持参のうえ、住民課へお越しください。

国民健康保険料を低く押さえるためには、保険料の徴収率の向上とともに、医療費の支出総額を抑えることが必要です。

ご自身の健康管理により、生活習慣病の予防に努めていただくことが、将来の国民健康保険制度の健全化につながります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

